

全産廃連発第 221 号
平成 26 年 2 月 5 日

各正会員 会長・理事長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
理事・収集運搬部会長 高橋俊美



貴協会会員企業における過積載防止の注意喚起について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

環境省は、平成 25 年 3 月 29 日付けで「行政処分の指針について（通知）」を発出し、本通知において、収集運搬業者が道路交通法に違反して廃棄物の過積載を行いたく確な業の遂行を期待し得ないと認められる者に対しては、欠格要件に該当し、許可の取り消し対象となることを明文化しています。このため、過積載は、道路交通法違反のみならず、廃棄物処理法において産業廃棄物収集運搬業の存続に関わる重大な問題となっています。

一方、排出事業者（荷主）が収集運搬業者に過積載をさせた場合、排出事業者の責任のみならず収集運搬業者も責任を厳しく問われます。ついでには、排出事業者となり得る中間処理業者におかれましても過積載をさせた場合、罰則が適用されます。

貴職におかれましては、傘下会員企業に対し、過積載の違反行為がなきよう、別添資料の周知を図る等、過積載の防止に向けて特段のご配慮を下さいますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

- ・「過積載は、荷主にも罰則が適用されます！！」（警察庁、国土交通省、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 平成 13 年作成）
- ・「産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）」（環境省通知（平成 18 年 12 月 27 日 環産発第 061227006 号）より抜粋）
- ・「荷主勧告制度改正の概要」（国土交通省 HP より（平成 26 年 1 月 22 日掲載））

（担当：調査部 戒能）

過積載は、荷主にも 罰則が適用されます!!

しない・させない・過積載!



警 察 庁
国 土 交 通 省
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

1 過積載に対する荷主への措置等

過積載をさせた場合、荷主の責任も追及へ！

■荷主の方へ（発注条件が大きく影響を与えます）

トラック運送事業者が法令を遵守し、安全で良質なサービスを提供していくためには荷主がムリな発注条件を提示することがないようご協力いただくことが不可欠です。また荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及されます。 ※荷主とは、真荷主のほか、下請事業者に対する元請事業者等利用運送事業者も含まれます。

●過積載車両の運転の要求等の禁止（道路交通法）

荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりしてはいけません（道路交通法第58条の5第1項）、これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、**警察署長から過積載の「再発防止命令」（道路交通法第58条の5第2項）が出されます。**

罰則

再発防止命令に違反すると、**6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。



●協力要請書（イエローカード）、警告書（レッドカード）及び荷主勧告の発動（貨物自動車運送事業法）

- ・違反事業者に対して、貨物自動車運送事業法第33条の規定による過積載違反の行政処分を行なう場合、**荷主に対しても過積載運行の再発防止等のための協力要請書を出します。**
- ・上記により、**過去3年間に2回、協力要請書を出した荷主に対し、警告書を出しています。**

○国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、

- ・どうしても過積載しなければ、輸送できないような依頼をした場合。
- ・過積載となることがわかっていながら過積載運行を要求した場合。

荷主に対し、再発防止の措置を執るよう勧告します。

※協力要請書 3,658件
警告書 6件
(平成12年9月30日現在)



◇過積載運行に係る荷主の事業種別は、1) 建設業、 2) 製造業 3) 卸小売業の順になっています。

2 過積載に対する事業者への措置等

過積載をさせた場合、運行管理者の資格取消や事業許可取消につながり、社会的な信用が失われます。

■事業者の方へ

過積載運行は事業許可の取消につながり、荷主、従業員との信頼関係や社会的信用を失うこととなります。

●自動車の使用者に対する主な処分（道路交通法）

1. 過積載車両に係る公安委員会による指示

過積載運転が行われた場合は、運転者に対して罰則等を適用するとともに、将来における過積載を防止するため、過積載を防止する措置を講ずるべき責任のある車両の使用者に運行管理を改善させる必要があります。

この場合、公安委員会は、車両の運行管理の改善を図るため、**自動車の使用者に対し、過積載を防止するため必要な措置を執ることを指示します。**

2. 過積載運転に係る自動車の使用制限処分

自動車の使用者が業務に関し過積載を下命し、又は容認した場合や、上記1.で公安委員会の指示を受けた自動車につき1年以内に再度過積載運転行為が行われた場合には、**公安委員会は、自動車の使用者に対し、3カ月を超えない範囲以内で自動車を運転し又は運転させてはならない旨を命ずることとなります。**

3. 罰則

(1) 自動車の使用制限命令違反（上記2.の命令に違反した場合）

3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

(2) 自動車の使用制限に関する標章を破損し、汚損し又は取り除いた場合

2万円以下の罰金又は科料

(3) 過積載を下命・容認した場合

6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金



・公安委員会の指示・指示後の使用制限処分

指 示	指示後の使用制限
3,060両	4 件

(平成12年・警察庁調べ)

・過積載に係る背後責任追及状況

下命・容認	両 罰	教職・補助	計
75	553	10	638

(平成12年・警察庁調べ)

●トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）

以下の表の基準により、車両停止処分が行われます。

	初 回	2回目	3回目	4回目
過積載の程度が5割未満のもの	10日×違反車両数	30日×違反車両数	80日×違反車両数	200日×違反車両数
過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日×違反車両数	50日×違反車両数	130日×違反車両数	330日×違反車両数
過積載の程度が10割以上のもの	30日×違反車両数	80日×違反車両数	200日×違反車両数	500日×違反車両数

◎悪質な場合は事業許可の取消処分が行われることもあります!!

過積載運行を行うと、初めての違反でも車両停止処分となり、再違反については車両停止期間の大幅延長、事業許可の取消等厳しい処分が行われます。

◎さらに運行管理者の資格も取り消されます!!

運行管理者の業務についての法令違反があり、かつ、次のような場合等は、**運行管理者資格者証の返納命令が発令され、資格が取り消されます。**（資格者証の交付を受けている代務者等についても適用されます。）

- 有責の重大事故を引き起こし、多数の死傷者を生じた場合その他社会的影響の大きい事故の場合
- 過労運転若しくは過積載運行等が計画的又は恒常的に繰り返行われていた場合
- 乗務を開始しようとする運転者に対し点呼を怠り又は点呼を実施したにも拘らず、酒気帯び状態の運転者を乗務させていた場合など



運行管理者資格者証の返納を命じられた者は、一定期間運行管理者資格者証の交付を受けることができなくなり、改めて運行管理者試験に合格する等の資格者証の交付要件を満足しないと運行管理者になることができません。

3 過積載に対する運転者への措置等

違反点数、反則金のほかに、民事訴訟で損害賠償責任が生じる場合も。

■運転者の方へ

過積載運行により事故を起こすと、会社が処分されるだけでなく、民事訴訟においては運転者に対しても賠償責任が生じることとなります。

●運転者に対する措置（道路交通法）

1. 自動車検査証の提示、重量測定受認義務
2. 過積載を解消するための応急措置
→積荷の現場取り下ろし、警察官による通行指示
3. 違反点数及び反則金

積載割合	大 型 車		普 通 車	
5割未満	2点	3万円	1点	2万5千円
5割以上10割未満	3点	4万円	2点	3万円
10割以上	6点	※罰則適用	3点	3万5千円

※6点は免許停止、罰則は6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金



過積載運行は…

重大事故を誘発する過労運転や過積載運行等の違反に関しては、運転者、使用者（トラック運送事業者）だけでなく、荷主の責任も追及されるなど、当該トラック輸送に関係した全ての人に責任が及びます。

●重大事故の原因にもなり、

制動力の低下やバランスを崩しやすくなります。



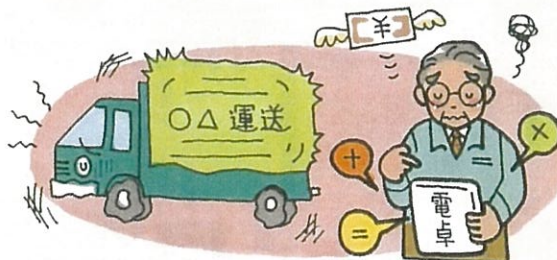
●重大事故を引き起こすと、事業経営に重い負担となります。



死傷者を伴う重大事故を引き起こすと、損害賠償等多大な負担をこうむるばかりではなく、社会的信用を失うことになります。

●また、車両コストの増大と燃費の低下につながります。

車両自体の寿命を縮め、ランニングコストの増大を招き、経営負担増やエネルギーの無駄使いにつながります。



●その他、環境、道路にも悪い影響を与えます。



【点数制度の概要】

事業者に貨物自動車運送事業法等の命令違反があり、同法第33条の規定による自動車の使用停止を命じるにあたり、その使用停止日数10日車（車両数×日）までごとに1点としています。

- 点数を累積する期間は、**3年間とし、**
- 累積点数20点を超えることとなる場合、**違反事業者名の公表**
- 累積点数50点を超えることとなる場合、**違反事業者の事業の全部又は一部の停止処分**
- 累積点数80点を超えることとなる場合、**許可取消処分を行います。**

※**違反点数付与事業者数**（平成12年9月30日現在）

4,282者（うち20点超 100者）

※**処分状況（平成13年3月末現在）**

事業の取消…… 4件

事業の停止…… 20件

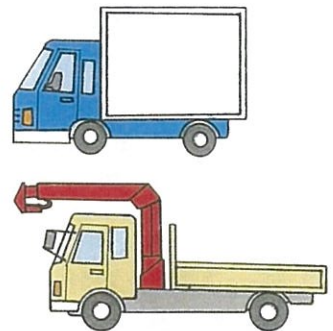
◇トラックの最大積載量をご存知ですか？

トラックの最大積載量とは、自動車検査証の最大積載欄に記載された重量で、この重量を超える積載をすることはできません。この最大積載量は同じ形をしたトラックでもさまざまな装備を行うことにより異なることがあります。

例えば、平ボデー車で通常最大積載量が4トン（いわゆる4トン車）でも以下の装備を行うと最大積載量は2.5トン程度になります。

・燃料タンクの増設、・ユニック装備、ウイング、冷蔵冷凍機の装着

※このような場合、自動車検査証の記載事項の変更が必要となるとともに、構造等変更検査が必要となることもあります。



◎全国貨物自動車運送適正化事業実施機関とは…

貨物自動車運送事業法の規定により、国土交通大臣から指定された機関であり、貨物自動車運送の適正化に関する事業を国土交通省と連携して推進しています。

しない・させない・過積載！

警 察 庁
国 土 交 通 省
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

【註１】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立米）。

【註２】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【註３】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。

【註４】「2 t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

荷主勧告制度改正の概要

1 改正趣旨

荷主勧告とは、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条により、実運送事業者が行政処分等を受ける場合に、当該処分等に係る違反行為が主に荷主の行為に起因するものであると認められる場合に、当該荷主に対して、再発防止のための勧告を行うものである。

現行の荷主勧告の運用を定める局長通達等について、安全阻害行為を一層的確に防止するため、荷主勧告の対象とする重点的な類型等を明示することや、荷主勧告発動に先駆けて、「協力要請書」の発出を要件としないこととする等を措置することを内容とした改正を行うもの。

2 荷主勧告対象の重点的類型の設定及び調査端緒の明確化

(1) 荷主勧告の対象となる荷主の行為の重点的類型

荷主勧告発動の対象となり得る荷主の行為として次の類型を明記し、これらの類型に掲げる荷主の行為が認められた場合は、法第64条第1項の構成要件に該当するかを、個別具体事案について適切に調査の上、運輸局より速やかに本省に勧告案を上申することとする。

ア 荷主が、実運送事業者に対する優越的地位や継続的な取引関係を利用して次の行為を行った事例

- (ア) 非合理的な到着時間の設定
- (イ) やむを得ない遅延に対するペナルティの設定
- (ウ) 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼
- (エ) 荷主管理に係る荷捌き場において、手待ち時間を恒常的に発生させているにもかかわらず、実運送事業者の要請に対し通常行われるべき改善措置を行わないこと

イ 実運送事業者の違反に関し、荷主の関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪で公訴が提起された事例その他荷主の指示等が認められた事例

(2) 調査端緒

実運送事業者の違反に関し、荷主勧告の調査の端緒とするべき状況は、およそ次の類型とする。

ア 実運送事業者に対する監査等において、運送契約書等の書類、関係者からの証言等から、当該事業者が行った違反に関し、荷主の主体的な関与の疑いが認められた場合

イ 同一の荷主と取引関係にある複数の実運送事業者について、同一の違反を行った場合

ウ 過去3年以内に警告書（警告的内容の協力要請書を含む。）が発出さ

れた荷主について、当該荷主の運送依頼により、実運送事業者が同種の違反で行政処分を課された場合

エ 実運送事業者の違反に対し、荷主関係者が共同正犯、教唆犯、強要等で捜査機関が捜査

オ 荷主が、過積載車両の運転の要求等（道路交通法第58条の5第1項各号に規定する行為）を行ったとして、警察署長が同条第2項に基づく再発防止命令書を発出

3 「荷主勧告」、「警告書」及び「協力要請書」の位置付けの整理

(1) 荷主勧告

法64条第1項の規定により、実運送事業者の違反行為が主として荷主の行為に起因するものであり、かつ、実運送事業者への処分のみでは再発防止が困難であると認められる場合に発動するもの。

荷主勧告を発動した場合、当該荷主名及び事案の概要を公表する。

(2) 警告書（現行の「警告的内容の協力要請書」を「警告書」に改める）

荷主勧告制度を補完する観点から、荷主勧告には至らないものの、実運送事業者の違反に関し荷主の関与が認められる場合に発出するもの。

(3) 協力要請書

荷主勧告制度を補完する観点から、実運送事業者の違反に関し、荷主の明確な関与は認められないものの、当該違反の再発防止のため、荷主の協力を要請する必要がある場合に発出するもの。

荷主勧告発動の類型等

荷主勧告に係る端緒の類型

- 【類型1】 運送契約書等の書類や関係者の証言等から、違反行為に関し荷主の主体的な関与の疑い
- 【類型2】 同一荷主と取引のある複数の事業者が同一の違反
- 【類型3】 過去3年以内に警告書が発出されている荷主の依頼により事業者が対象違反
- 【類型4】 違反に対し、捜査機関が荷主関係者を教唆犯等で捜査
- 【類型5】 警察署長が荷主に過積載運転要求に係る再発防止命令書を発出

荷主勧告に係る荷主の行為の類型

- 違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであること
- その他違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められること

- 荷主が事業者に対する優越的な地位や継続的な取引等を利用し次のような行為を実行

- 【類型1】 非合理的な到着時間の設定
- 【類型2】 やむを得ない遅延に対するペナルティの設定
- 【類型3】 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼
- 【類型4】 管理荷捌き場において手待ち時間を恒常的に発生させているにもかかわらず事業者の要請に対し、通常行われるべき改善措置を行わない場合
 - 積載方法の見直し、ブースの見直し、作業マニュアル等現場改善活動、手待ち時間長時間化の際の到着時間の再設定・ルート変更等のマニュアル化、手待ち時間の実態把握や拘束時間内における作業完了等への配慮 等

- 【類型5】 荷主が事業者に対し、違反行為を指示、強要等

このような荷主の行為が見られた場合、個別具体の事例に応じ、荷主勧告の要件に該当するか否かを判断

※ 荷主勧告書における勧告内容のイメージ

- 【例1】 事業用自動車の運転者について、改善基準告示違反につながるような貨物の到着時間の設定を行わないよう勧告する。
- 【例2】 事業用自動車の運転者に最高速度違反を惹起させることのないよう、契約において、交通渋滞等やむを得ない事情による到着時間の遅延に対し、ペナルティを課すことをしないよう勧告する。
- 【例3】 事業用自動車の運転者に過積載運行を惹起させることのないよう、積込み前に貨物量を増やす急な依頼をしないよう勧告する。
- 【例4】 貴社管理の荷捌き場において、恒常的な手待ち時間が発生させ、事業用自動車の運転者に改善基準告示違反となるような乗務をさせないよう、事業者と協議の上、積載方法の見直し、ブースの増設等の措置を講ずることを勧告する。
- 【例5】 トラック運送事業者に対し、過積載となるような運行を指示しないよう勧告する。